令和元年度 健康福祉常任委員会 特定テーマに関する調査研究報告書

第1 テーマ

「児童虐待防止の推進について~虐待死ゼロに向けて~」

第2 調査・研究内容

- 1 当局からの聴取
- (1) 開催日等
 - ① 閉会中の継続調査事件
 - ○開催日 令和元年11月20日
 - ○場 所 兵庫県議会 中会議室 児童課長から聴取した。
- (2) 当局の取組
 - ① 児童虐待への対応

複雑化・深刻化し、依然として増加傾向にある児童虐待相談に適切に対応するため、こども家庭センターや市町の家庭児童相談の支援体制を強化するとともに、児童虐待に対する県民意識を高め、速やかな相談・通告を促すこと等により、児童虐待防止対策の充実強化を図る。

ア こども家庭センターの相談支援体制の強化

(7) 専門的な相談支援体制の強化

改正児童福祉法(R元年6月26日公布・R2年4月施行)等を踏まえ、相談 支援体制を強化。

- ・児童福祉司の配置
- ・児童福祉法で受講を義務づけられた「児童福祉司任用前講習会」「児童福祉司任用後研修」等を開催
- ・こども家庭センター職員に対する経験年数、業務内容等に応じた系統的・ 体系的な職員研修を実施
- ・こども家庭センターと施設、市町との連携を強化するため、施設入所児童等の訪問調査、児童家庭支援センターとの連絡調整、市町での保護者支援の連携を強化する「関係機関連携強化支援員」を配置
- ・虐待リスクの適切な評価のもと、きめ細かく対応するため、調査等の情報 収集、関係機関への助言指導を行う「要保護児童対策指導員」を配置
- ・対応困難なケース、重篤な被虐待児のケア、親指導等に的確に対応するため、弁護士、医師、学識経験者等を「児童虐待等対応専門アドバイザー」 として配置
- ・法的対応強化のため、弁護士を定期的に配置

(イ) 子どもの安全確保の徹底

子どもの安全を第一に、こども家庭センターと警察・検察との連携強化。

- ・特に危険を伴う一時保護や家庭復帰後の子どもの安全を確保するため、児 童虐待事案に係る「県と県警の連携に関する協定」を締結[H25 年 9 月]
- ・子どもの安全確保や保護者対応が困難な相談に適切に対応するため、「安全確認指導員」(警察官OB)を配置
- ・ 県警本部・警察署、県医師会と合同で実践研修を実施
- ・神戸地方検察庁、県警本部との連絡会議を実施 (子どもの心理的負担等に配慮した検察・警察との協同面接(被害確認面接)の取組の試行・検討など)

(ウ) 「児童虐待防止 24 時間ホットライン」(専用電話相談)の設置

中央こども家庭センターに電話相談・通告に対応する児童虐待相談員(児童福祉司任用有資格者)を配置し、夜間、休日の虐待相談・通告への受理体制を強化。

(エ) 児童虐待による死亡事例等の重大事例の検証

児童虐待防止法に基づき、重大事案の検証のほか、市町の虐待予防に向けた取組等への技術的助言や提言を行う「児童虐待防止委員会」を設置。

(オ) 中央こども家庭センターー時保護所受入れ児童数の増

一時保護の急増に対応するため、40名の一時保護所の受入れ児童数を14名 増員。

(カ) 虐待をした親等への家族再統合の支援

子どもの安全確保を最優先としつつ、虐待をした親等の養育力の向上、家 族の再統合に向けた支援を実施。

- ・保護した子どもの家庭復帰の適否等を評価・助言する第三者機関として、 弁護士、医師、学識者等による「家庭復帰等評価委員会」を県独自に各こ ども家庭センターに設置
- ・施設入前から入所中、家庭復帰後まで、虐待をした親等への家族再統合の 支援を実施する「親子関係支援員」を配置

② 市町における相談援助体制の強化支援

ア 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

児童家庭相談の第一義的な窓口である市町が中心となって、虐待の疑いのある子ども等に対して学校、保育所や地域での見守り、相談援助を行うことができるよう、市町が設置する「要保護児童対策地域協議会」への技術的支援・助言を実施。

イ 県・市町合同研修会の開催、市町職員等の資質向上支援

市町職員等を対象に、困難な保護者対応等の専門研修、指導者研修のほか、「児童福祉司任用資格取得講習会」を実施。

また、平成28年、児童福祉法の改正により義務付けられた専門職(社会福祉

士、精神保健福祉士など児童福祉司任用有資格者)を配置するとともに、研修 受講を義務付けされた担当者に対する研修を実施。

さらに「要保護児童対策地域協議会」の効果的な運営のほか、子ども家庭総合支援拠点の設置促進、市町職員の専門性の向上及びこども家庭センター等の関係機関との連携・役割分担等に関して、実践事例を紹介するパネルディスカッション等を開催。

ウ 児童虐待防止医療ネットワークの構築

医療機関には虐待を疑わせる児童の受診が多いため、県立尼崎総合医療センターを中心に児童虐待対応のネットワークづくりを推進。

- (ア) 地域の医療機関からの児童虐待対応に関する相談窓口の設置
- (イ) 保健医療従事者への教育研修の実施
- (ウ) 医療的ケアを要する児童の一時保護委託先の確保
- エ 児童虐待防止に向けた地域との連携強化
 - (7) 関係機関と連携した児童虐待防止広報啓発(オレンジリボンキャンペーン)

児童虐待防止推進月間(11月)を中心に、県の児童虐待防止のシンボルマーク「オレンジリボンはばタン」を活用した広報啓発を展開。

- ・児童虐待防止に理解と熱意のある県内の団体、企業(「ひょうご児童虐待 防止サポーター」)と協働で、新聞・ラジオでの啓発、店舗等でのポスタ ー掲示等を実施
- ・「児童虐待に関する県民意識調査」(H25年度)によると男女とも30歳以下の若い層を中心に関心が低かったことを踏まえ、ヴィッセル神戸サッカー会場で「オレンジリボンはばタン」を活用した啓発活動を実施することにより、児童虐待防止の関心が低い若年世代への啓発を実施
- (イ) 地域の児童委員・主任児童委員活動との連携強化等

児童委員・主任児童委員による個別援助・見守り活動の強化(県民生委員 児童委員協議会の協力のもと「ひょうごオレンジネット」(児童虐待防止活動)の推進)や「子育て応援ネット」によるSOSキャッチ活動を支援。

(ウ) 子育て短期支援事業(ショートステイ事業・トワイライトステイ事業) 保護者の病気などで、子どもの養育が一時的に困難となった場合に、子どもを児童養護施設等で預かることで、安心して子育てできる環境を整備。

オ 児童家庭支援センターの運営支援

地域の児童・家庭福祉の向上を目的として設置された児童家庭支援センターの 運営を支援(児童養護施設に附設)。

地域で見守りが必要な子どもや家庭からの相談に応じ、継続的に指導を行うほか、夜間等24時間の相談にも対応。

カ 日本子ども虐待防止学会ひょうご大会の開催支援

児童虐待に対応している行政、施設、医療関係者が学術研究、意見交換を通じ

て子どもの福祉及び人権の向上を図る日本子ども虐待防止学会ひょうご大会の 開催を支援

(3) 主な質疑の内容

- ・市町における児童福祉士等の有資格者専門職と子ども家庭総合支援拠点の 現状について
- ・母子健康手帳の発行時における市町へのフィードバックについて
- ・児童養護施設で委託施設と共有できるシステムの運用について
- ・転居時の情報共有の徹底について
- ・市町と県の情報共有について
- ・県と警察・検察との情報共有について
- ・兵庫県以外の検証委員会の事案の各市町への情報提供について
- ・まちの子育て広場との連携について
- ・高校におけるデートDVの研修会について
- ・加害者の再発防止に対する啓発について
- ・虐待児の年齢について
- ・里親委託の区分で県委託と国委託の違いについて
- ・ 登録里親数と委託里親数との差について
- ・地域の児童委員等に対する里親であることの連絡について
- ・返還免除について
- 一時保護をされた方への以後の支援について
- 引きこもっている子どもからの虐待の事案について
- ・経済的支援の相談内容について
- ・親からDVを受けた子どもからその子どもに虐待が受け継がれていくことへの 対策について
- ・一時保護所における子どもへの対応について
- ・家族の再統合の具体的な支援策について
- ・市町職員やこども家庭センターの専門性の向上について
- ・児童養護施設からの大学等の進学率が低い要因について
- ・警察との虐待事案の情報共有について

2 専門家からの意見聴取

(1) 開催日等

- ○開催日 令和元年12月18日
- ○場 所 兵庫県議会第2委員会室
- ○講 師 島田妙子

(一財)児童虐待防止機構オレンジ CAPO 理事長 兵庫県児童虐待等対応専門アドバイザー

○テーマ 虐待防止にむけて私たちにできること

(2) 講義内容

- ・子育てに困っている方が相談できる場所等はたくさん増えているが、実際に 虐待をしてしまっている方が、相談できる場所はまだまだない。
- ・相談イコール子どもが保護されてしまうと思っている方が多いように感じる。
- ・子どもを叩いてしまった親も「助けて」と言える相談体制が必要である。
- ・ 虐待している方への周りの理解がまだまだである。「悪い親」と捉えていて も虐待は減らない。

(3) 主な質疑の内容

- ・虐待された子ども子供に対するケアについて
- ・虐待されている子どもの把握方法について
- ・アンガーマネジメント研修の受講の効果について
- ・自分の欲求を満たすために行ってしまう児童虐待の防止について
- ・児童虐待防止のための国等の取組について
- ・現状の社会制度と児童虐待との関係について

3 事例調査 - 特定テーマに関する主なもの -

- (1) 管内調査(8月6日~8月7日:西播地区)
 - ア 太子町 (児童虐待防止マニュアルについて)

主な報告内容

- ・平成25年に要保護児童対策地域協議会において、児童虐待防止マニュアル を作成した。虐待の種類や虐待のサインに気づくためのチェックリスト、 虐待に気づいた場合の対応など基本的な項目を中心にまとめている。
- ・平成30年度の児童相談253件のうち、28件が虐待の相談である。
- ・児童虐待に対応するために、小中に乳幼児を加えた関係課が連携しながら、 幼稚園、小学校、中学校の連携に力を入れている。
- ・要保護児童対策地域協議会を中心に対応している。構成員は、太子町社会 福祉課・さわやか健康課、関係保育所、幼稚園、小中学校、県龍野健康福 祉事務所、県姫路こども家庭センター、たつの警察署、たつの市、揖保郡 医師会などである。
- ・太子町はコンパクトな町のため、連携しやすいという強みを生かしている。 小さな気づきから組織間の連携を取って、職員がまたがってすぐに集まる ことができ、情報共有に努めている。
- ・児童虐待は、保護者の孤立が大きな要因であり、スクールソーシャルワーカーを週4日配置し、情報を収集し、誰かが関わっていくようにしている。

主な質疑の内容

・虐待されている子どもを把握するための工夫について

- ・子どもが虐待を匿名で情報を発信する方法について
- ・ 児童虐待防止の普及啓発について
- ・虐待されている児童の年齢構成について
- ・虐待が疑われる際に接触が難しい場合の対処方法について
- ・面談困難事例に対する際の警察との連携について
- ・相談分類の「その他」について
- ・県のこども家庭センターとの連携について
- ・町外・県外に転出した場合の対応方法について
- ・児童虐待を解消するための地域との連携について
- ・児童虐待防止の職員体制について

② 管内調査(10月30日~31日:東播・淡路地区)

ア 中央こども家庭センター (児童虐待防止対策の施策について)

主な報告内容

- ・平成30年度に当センターが受け付けた児童相談総件数は、4,523件で、前年 度比73件(1.6%)減少している。
- ・平成30年度に当センターが受け付けた虐待相談総件数は、1,109件で、前年 度比172件(18.4%)増加している。
- ・平成30年度の虐待種別は、心理的虐待(636件、57.3%)、身体的虐待(295件、26.6%)、ネグレクト(160件、14.4%)、性的虐待(18件、1.6%)の順となっている。虐待者別では、実父(505件、45.5%)、実母(474件、42.7%)で、実父が最も多い。

主な質疑の内容

- ・24時間ホットラインの設置について
- ・家庭復帰評価委員会について
- ・委託一時保護の日数が増加している要因について
- ・虐待者別の内訳で実父の割合が増えた要因について
- ・虐待相談の割合が増えている中でのセンターの課題について
- ・児童虐待事案に係る兵庫県及び兵庫県警察の連携に関する協定の改定について
- ・児童虐待相談件数が増加していることの社会的背景について
- ・警察との情報共有について
- ・里親のマッチング期間について
- ・里親委託を拡げるための方法について

イ 兵庫教育大学 市井研究室 (EMDRについて)

主な報告内容

・EMDRは、Eye movement desensitization and reprocessingであり、眼球運動による脱感作と再処理法である。両側性の刺激(眼球運動、音、触覚

刺激)を用いて、苦痛な表情を和らげ(脱感作)、情報処理過程に再度乗せる(再処理)ものである。

- ・具体的には、イメージ、否定的認知、身体感覚を持ちながら視野上に左右に 振られる指を約15秒目で追う(左右の音刺激、触覚刺激で代替可能)
- ・治療が成功したものは、PTSDのほか、恐怖症、パニック障害、うつなどがある。

主な質疑の内容

- ・いじめでPSTDなどを発症した子に対するEMDRの効果について
- ・震災に遭遇した方に対する効果について
- ・学校におけるEMDRの位置づけについて
- ・発達障害(自閉症スペクトラム障害)等のある方に対するEMDRの効果に ついて
- ・EDMRのエビデンスレベルについて
- ・世界におけるEDMRの保険適用状況について

③ 管内調査(1月23日~24日:阪神地区)

ア 尼崎総合医療センター (児童虐待対応について)

主な報告内容

- ・尼崎総合医療センターでは、児童虐待対策部会(CPT)のほか、高齢者虐待、障害者虐待、DV、性暴力被害への対策部会を設置した。
- ・産科外来・病棟、新生児治療室、1か月健診などで不適切な養育が懸念される子どもや親を見た場合、MSW(周産期専任)に連絡し、関係者カンファレンスを開催するとともに、必要に応じて、CPTとの情報共有や児童相談所、市町への通告・報告を行う。
- ・全国の12自治体で実施されている児童虐待防止医療ネットワーク事業は、兵庫県では、尼崎総合医療センターを基幹病院として事業が開始され、地域拠点病院14施設とともに、各地域の一般市中病院(協力病院)や、診療所と協力して、医療機関のネットワークを構築した。
- ・児童虐待防止医療ネットワーク事業では、地域拠点病院での虐待対応講習会 BEAMSの開催や四者連携協議会(児童相談所、警察、検察、医療機関) の開催、一時保護委託入院先の確保などに取り組んでいる。

主な質疑の内容

- ・児童虐待防止における民間医療機関との連携について
- ・産後うつに対する対応について
- ・虐待を受けた子どもに対する治療について

イ 川西こども家庭センター(児童虐待防止対策の施策について)

主な報告内容

- ・平成30年度に当センターが受け付けた児童相談総件数は、3,890件で、前年 度比23%増加し、2年連続で大きく増加している。
- ・平成30年度に当センターが受け付けた虐待相談総件数は、1,184件で、前年 度比57%増加し、4年連続で大幅に増加している。
- ・平成30年度の虐待種別は、心理的虐待(68%)、身体的虐待(17%)、ネグレクト(14%)、性的虐待(1%)の順となっている。虐待者別では、実父(47%)、実母(46%)が多く、実父が実母を上回った。

主な質疑の内容

- 市との連携について
- ・発達障害の方に対する取組について
- ・学校との連携強化について
- ・ 妊婦に対する支援について
- こども家庭センターの職員について
- ・里親委託の広報について
- ・発達障害と児童虐待との関係について
- ・虐待の通報者について

④ 管外調査(9月9日~11日:関東地区)

ア 埼玉県庁 (児童虐待防止対策の施策について)

主な報告内容

- ・埼玉県における児童虐待通告の状況は、国と同様、近年、通告件数が伸びて いる。
- ・通告件数が伸びている背景は、警察からの情報提供、特にDVにおけるものが増えていることによる。
- ・児童相談所の体制を強化するため、児童福祉司、児童心理司の増員し、各児 童相談所に警察官OBを配置している。
- ・児童相談所OBを市町村へ派遣、市町村職員に対する専門的研修の実施している。
- ・泣き声通告等でリスクが低いと判断したものについて、民間団体に安全確認 業務を委託している。
- ・平成30年8月1日から、児童相談所に通告のあった全ての児童虐待事案について、警察と情報を共有している。
- ・情報共有の方法は、警察以外から受理した児童虐待通告に係る基本情報の一覧を福祉部こども安全課が作成し、警察本部生活安全部少年課が必要に応じて閲覧できるようにしている。
- ・令和元年度中に児童相談所と警察署間でリアルタイムに情報共有できるシ ステムの運用を開始する。

・新しいシステムでは、兄弟の有無など詳細情報も共有され、データ更新頻度 が毎月更新から随時更新となり、アクセスも児童相談所・警察署がパソコン で直接確認できるようになる。

主な質疑の内容

- ・児童虐待に対応する職員体制について
- ・児童福祉司に対する研修について
- ・警察との全件共有による効果について
- ・委託している民間の団体における研修について
- ・県外に転出した場合の対応方法について
- ・民間との連携について
- ・児童虐待件数が増加している背景について
- ・県と市町との連携について
- ・条例を制定したことによる効果について
- ・妊婦に対する支援について
- ・教育委員会との連携について
- ・虐待を受けた子どもを自宅に戻すときの判断について
- ・児童虐待を確認する方法について
- ・虐待のある家庭を訪問するときの警察官の同行について
- ・警察との連携における課題について

第3 今後の方向性について

当局の取組状況調査、専門家からの意見聴取、県内各地域での管内調査や県民・関係団体との意見交換、県外での事例調査等を通じて、すべての子どもが笑顔で暮らせる社会のため、虐待死ゼロを実現する取組について、現状と課題を調査した。

その結果を委員間で討議を行い、検討すべき課題や今後取り組むべき方向性などについて、大きく2つの視点で取りまとめた。

(1) 県及び市町の相談支援体制の強化について

増加傾向にある児童虐待相談に迅速かつ適切に対応するためには、県・こども家庭センター及び市町の家庭児童相談の支援体制の強化によって、被虐待児童の幼児期や心理的ケア、虐待している親への支援、産前産後の切れ目のない支援等のより細かな支援を実施するとともに、県と市町の連携を強化することが必要である。

〇被虐待児童の幼児期への支援

先天性に発達障害のある児童数は全児童の $5\%\sim6.5\%$ といわれているが、平成8年より現在に至るまで認知件数が急増している。同じく児童虐待の認知件数も急増しており、虐待による過度のストレスが原因で、子どもの脳が萎縮することが医学的に証明されており、脳の萎縮により発達障害と同様の症状が生じるとも報告されている。外的な原因による後発的な発達障害がある児童数の急増が発達障害の認知件数急増の要因の1つであると考えるが、その対策を十分に取っていないと思われる。そのための対策として、「EMDR」や「バタフライハグ」等を外的原因により脳が萎縮したと考えられる幼児に開始することが必要である。

○被虐待児童の心のケアへの支援

唯一の存在である親から裏切られた傷は一生残り、被虐待児童が親になったときに同じことを繰り返すことがあると考えられるにも関わらず、児童虐待を受けた児童の心のケアが不十分であるため、被虐待児童の心のケアへの支援を拡充することが必要である。

〇虐待している親への支援

虐待をしている親が相談できる場所が少ない、「相談=子どもが保護されてしまう」と思っている親が多い、虐待している親への周囲の理解の不足、児童相談所への相談のハードルが高いといった課題があり、人との繋がりがなく孤立した状態で追い詰められ虐待に走るケース等に十分に対応できていないことから、子どもを叩いてしまった親が「助けて」と言える相談窓口、児童相談所以外で虐待している親が学べる施設、虐待している親が心理的抵抗なく電話できるホットラインや LINE 相談の実施等の相談支援体制を整備することが必要である。

○感情をコントロールするための取組

感情をコントロールできないことが虐待につながることがあるため、義務教育から感情のコントロールの授業をすること、婚姻届を提出する際にも夫婦で感情のコントロールを学ぶ、母子健康手帳交付の際やパパママ教室、乳幼児健康診断等で感情のコントロールを学ぶといった取組が必要である。

○虐待している親の更生プログラムの作成等

法的に決められた虐待をしている親の更生プログラムがないため、アンガーマネジメント、子どもとの接し方、虐待事例等の研修内容をプログラム化するとともに、児童相談所から子どもを自宅に帰宅させる場合に親が受講しなければならない最低研修時間等を定めた『兵庫県版更生プログラム』を作成することが必要である。精神的治療等を盛り込むことも必要となる。

〇産前・産後の支援

0歳児への虐待が多く出産、乳児期からの対応が重要であるにも関わらず、産後ケア事業は各市町によって支援の仕方(補助額・デイ・宿泊型・民間との連携等)に格差が生じていることから、県内各市町の状況に応じた県立病院や民間病院等への宿泊型産後ケアの設置、民間施設等と連携したデイサービス事業、訪問型産後ケアの推進を図ることが必要である。また、母子健康手帳を受け取るときの全員面談の推進とハイリスクな妊婦等への継続的な関わりを続けることも必要である。

○予期せぬ妊娠への支援

予期せぬ妊娠が虐待の大きな原因と言われ、大阪市生野区においては総合的学習の時間に加えて教科の時間も使った予期せぬ妊娠の予防に関する教育が成果を上げていることから、そのような先進的な事例を研究して予期せぬ妊娠に関する取組を進めることが必要である。

○児童・生徒と成人の谷間への支援

18 歳を超えた未成年は虐待を受けていても法律の「児童」の定義から外れてしまい、児童相談所の保護対象とならない。一方で、自立しようとしても成人していないため各種契約行為が本人単独ではできない。また、善意で助ける人のところへ親元から逃げたとしても親権者が警察に届けた場合は誘拐罪となる等の問題点が指摘されている事例がある。そのため、このような事例を担当する部署の設置が必要である。

○経済的虐待のチェック

子どもの預貯金やお年玉を勝手に処分する等によって親が不当に金銭的利益を得るという課題があるため、経済的虐待を児童虐待に加え、虐待される子どもたちの金銭面の扱いもチェックすることが必要である。

○市町との連携強化

県と市町の役割分担が不明確という課題があるため、市町の対応力強化にむけた役割分担の更なる明確化、県と市町のネットワークの構築が必要である。

また、虐待が疑われる事案に対する県児童相談所と市町間での対応の平準化がされていないため、県児童相談所と市町間で虐待事案の評価に関する共通の基準をつくる必要がある。

○市町の体制強化への支援

市町においては児童福祉司等有資格者が足りない等、相談支援体制が不十分という 課題があるため、専門職の増員を求めるとともに、子育て相談窓口の整備、子育て講 演会実施、子育てサークル等の育成への注力、子育て世代包括支援センター(支援拠 点整備の協力)の体制強化に対する支援が必要である。

(2) 子どもの安全確保の徹底について

子どもの安全確保を最優先として、「児童虐待は絶対に許さない」という県民意識を醸成して「児童虐待防止 24 時間ホットライン」を活用した速やかな相談・通告を促すとともに、健康診断、学校現場、未就園・不就学、夜間通報時における早期発見、早期対応の取組を強化するほか、データ共有システムの整備や虐待の有無の把握方法の基準制定等を進めることによって警察等との連携を強化することが必要である。

〇「児童虐待防止 24 時間ホットライン」の周知・啓発

虐待通報先の周知が不足していることから、児童虐待を受けたと思われる子どもを発見した近所の人などが速やかに連絡できるように「児童虐待防止 24 時間ホットライン」の周知・啓発に地道に取り組むことが必要である。

〇「ひょっとして通報」の推奨と体制整備

児童虐待の早期発見・早期対応のためには児童の保護者(父母、祖父母)からの相談に加え、虐待に気づいた人からの「ひょっとしての情報」の通報が重要だが、推奨されていないことから、「ひょっとして通報」を推奨するとともに、対応できるためのマンパワーを整備することが必要である。

○虐待の早期発見、早期対応

親などから児童虐待を受けている可能性のある子どもを早期に発見し、対応するために、以下のような取組が必要である。

<未就園、不就学等の児童の状況確認>

未就園、不就学等で福祉サービスを利用していないなど、関係機関が確認できていない子どもを的確に把握し、訪問などによって、状況確認を行う。

<発達障害の児童の早期発見、早期対応>

コミュニケーション能力の乏しい発達障害の子どもたちの特性が虐待に繋がる ことがあるため、3歳児健康診断などで発達障害の早期発見、早期支援に取り組む。

<学校での早期発見、早期対応>

学校現場は忙しく虐待を見落とす可能性があること、あるいは学校、教師の判断で虐待の報告が遅れる可能性があることから、虐待可能性情報が学校現場で止まっていないか定期的にチェックすることが必要である。

○夜間通報時の受付体制の強化

夜間通報時の体制が弱いことから、子ども支援NPOの育成や、埼玉県のように夜間の泣き声通告等の対応はNPOに委託することも検討が必要である。

○対応マニュアルの運用の統一化の促進

児童虐待防止マニュアルは県の指導もあり全市町で作成され備わっているものの、マニュアルの内容が周知されておらず、実行されにくいという課題がある。例えば、乳幼児健康診断に来ない保護者がいた場合の健康診断部局と児童虐待担当者との情報共有ができていないこと等が考えられるため、県と市町で対応マニュアルの運用の統一化を促進する必要がある。

○虐待の被害内容を確認する「協同面接」の推進

被虐待児童が性的被害などつらい体験を語る機会を最小限にとどめ、心理的負担を軽減することができる児童相談所、警察、検察の3機関による「協同面接」を推進す

るため、面接実施の判断基準、面接官の決め方、福祉と捜査のバランスを考慮したルールづくり等の3機関間のルール整備を進めることが必要である。

○警察とのデータ共有システムの整備

児童相談所、警察との情報共有までのタイムラグという課題があるため、情報漏洩 しないよう十分な管理の上で、データ共有システムを作ることが必要である。

○早い段階での虐待の有無の把握方法に関する「兵庫県基準」の制定

児童虐待による被害を防ぐためには警察と連携した初期対応が最重要である。虐待の疑い・可能性がある事案の早い段階での虐待の有無の把握方法について、兵庫県と 県警本部との間で事例を明記した「兵庫県基準」を定め、運用を統一する必要がある。

○県配偶者暴力相談支援センターとの情報共有・連携

DV夫からの暴力は妻だけではなく子どもにも及ぶことがあるため、県配偶者暴力相談支援センターなどとの情報共有・連携をし、虐待予防に繋げることが必要である。

(3) その他

〇全庁的な体制整備

児童虐待の急増の背景には経済格差、教育格差、核家族化、人間関係の希薄化といった大きな課題があることから、個々の施策を充実させるだけでなく、社会的背景にも働きかける施策が必要である。そのため、健康福祉部のみで対症療法的に対応するのではなく、全庁横断的に社会的背景を分析するとともに、地域力の回復、親子関係の再構築といった施策に取り組むことが必要である。

〇里親・養子縁組の普及充実

里親・養子縁組が不足していることから、里親・養子縁組の普及・充実に地道に取り組むことが必要である。